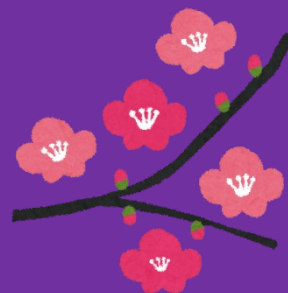


民法改正でどうなる？

「離婚後の共同親権」について



離婚後の「共同親権」について昨年5月改正民法が成立しました。しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡では10月に、憲法学が専門の木村草太さんをお迎えして「離婚後の共同親権 どうなる？」という講演会を開催しました。2年後の施行を前にもう一度、別の角度から、DVやいじめに関する事件を中心に取り組んでおられる岡村晴美弁護士を迎え、離婚後の共同親権制度についての学習会を計画しました。共同親権になったらどうなるの？もっと知りたい。問題点は？DVや虐待被害者の不安にも答えてもらいます。女性も子どもも尊重される社会をめざしてわたしたちに何ができるのかを一緒に考えてみましょう。

日時:2025年

2月 23日(日)

13:30-16:00(開場:13:00)

会場:福岡市男女共同参画推進
センター・アミカス研修室 AB

福岡市南区高宮 3-3-1

(西鉄天神大牟田線「高宮駅」西口すぐ)

事前申し込み
先着50名
参加費:無料



申込用フォーム

申込方法:

上記 QR コード又は、住所、氏名、電話番号を記入の上、メール、FAXでお申し込みください

託児:生後6か月から小学3年生まで

※託児申込は2月13日(木)まで

講師:岡村晴美さん



【プロフィール】女性の権利擁護に関する事件を中心に取り組む。取り扱い事件の8割がDV事件、その他としてストーカー、性被害事件、セクハラ・パワハラ・いじめの事件など。日本弁護士連合会両性の平等委員会委員、日本弁護士連合会総合法律支援本部事務局員、愛知県弁護士会両性の平等に関する委員会委員長、愛知県男女共同参画相談委員、マタハラ弁護団東海事務局長、NPO 法人 PROUDLIFE 理事(セクシュアルマイノリティ支援)
著書:共編著『面会交流と共同親権 当事者の声と海外の法制度』(明石書店)

主催:特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡

〒810-0041 福岡市中央区大名一丁目5-5月光ビル 503

問合せ先:TEL/FAX 092-722-3003 電話は火曜日・木曜日 13時~16時

ホームページ: <https://www.smff.or.jp/> メールアドレス: mail@smff.or.jp